

中部大学将棋部規約

制定 1967（昭和 42）年 4 月 1 日

（名称・設置）

第 1 条 本団体は、「中部大学将棋部」と称する。

第 2 条 本団体は、中部大学クラブ運営委員会に属し、事務本部を同学内に設置する。

（目的）

第 3 条 本団体は、会員相互の協力によって、将棋に関する芸術、技術の向上ならびに精神の鍛錬をはかり、これにより互いの人間形成を目的とする

（活動）

第 4 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 5 条 第 3 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 将棋に関する研究や練習対局などの活動
- (2) 将棋に関する学内外の会・大会等の開催およびの参加
- (3) 将棋に関する、他大学学生及び他団体との交流
- (4) その他、本団体の目的を達成するために必要な諸活動

（組織構成）

第 6 条 本団体は、中部大学の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

（役員）

第 7 条 本団体には、部長、副部長及び会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

（顧問）

第 8 条 将棋部に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第 9 条 会計年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

（入部及び退部）

第 10 条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第 11 条 退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第 12 条 第 11 条において、部長は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

第 13 条 任期や卒業などの事由により、役員の変更が生じる際は、必ず公認の選出をし、引き継ぎを行うこと。

（規約の変更）

第 14 条 規約の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。ただし、不備や規約の早急な修正が求められる場合、部員の利益を害さない場合は、顧問と役員（基本的に部長）により、部員の承認を得ず変更できるものとする。この場合、役員は規約変更を別途部員へ説明する。

（事故防止の義務）

第 15 条 将棋部の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

（罰則等）

第 16 条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第 2 条の目的から著しく逸脱した活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (4) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

（規約以外の規則）

第 17 条 本団体で規約以外の規則を定めることができる。この場合、必要に応じて本団体へ定める規則を通達し、確認を得るものとする。

附 則

本規約は、1967 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、1969 年 4 月 24 日に改正し、1969 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。